

SQ5：資料13を見ると、軍部大臣現役武官制はどのような制度であると解釈されているか？また、資料10・11・12と比べると軍部大臣現役武官制に関する記述はどのように異なっているか？

評価

資料13（資料編 p.99）：生徒にこの資料を読み解かせ、SQに答えさせます。

【資料13：政治要因に関する歴史学者の見解④】

「政党政治の立ち直り」を「完全に吹き飛ばし、閣僚の半分以上を入れ替えさせ、軍の国策をのませ、天皇をして「最早組閣を断念する外なしと、為せる由なるが」と危ぶませた広田内閣の組閣への陸軍大臣の入閣拒否による介入の際、軍部大臣は現役武官制ではなかったのである。逆にいうと軍部大臣が現役武官制ではなくても、陸軍はこの時点でこれだけ大きな政治的影響力を発揮することができたのであった。これだけ言うことを聞かせればもう組閣を阻止する必要はないというところまで追いつめた上で（言うことを聞くことを確認した上で）成立させた内閣なのであった。すなわち、軍部大臣現役武官制でなくても陸軍は内閣の死命を制することができたのである。昭和十年代においては軍部大臣現役武官制が内閣の死命を制していたという主張にとってこれは最大の反証となろう。

（筒井清忠（2007）『昭和十年代の陸軍と政治—軍部大臣現役武官制の虚像と実像—』岩波書店、p.24）

筒井清忠

日本近現代史・歴史社会学・日本文化論の専門家。帝京大学文学部教授。主著は『近代日本文化論』『二・二六事件とその時代——昭和期日本の構造』など。

資料読解の手がかり

- ・ 著者情報について抽出させたり、推測させたりします。
- ・ 軍部大臣現役武官制についての記述を抽出させます。
- ・ 2時間目で取り扱った他の資料と比較・対比して、資料13の価値を確認させます。

詳細は次頁

SA5：生徒が以下のように解答できることが期待されます

資料13の著者である筒井は、資料10・11・12の解釈とは異なり、「軍部大臣現役武官制でなくても陸軍は内閣の死命を制することができた」と述べている。資料13より、軍部大臣現役武官制は、「軍部大臣が現役武官制ではなくても、陸軍はこの時点でこれだけ大きな政治的影響力を発揮することができた」ために、制度としては内閣総理大臣の意思決定と無関係であったとも考えられる。

資料読解の手がかり

【資料 13：政治要因に関する歴史学者の見解④】

「政党政治の立ち直り」を「完全に吹き飛ばし、閣僚の半分以上を入れ替えさせ、軍の国策をのませ、天皇をして「最早組閣を断念する外なしと、為せる由なるが」と危ぶませた広田内閣の組閣への陸軍大臣の入閣拒否による介入の際、軍部大臣は現役武官制ではなかったのである。逆にいうと軍部大臣が現役武官制ではなくても、陸軍はこの時点でこれだけ大きな政治的影響力を発揮することができたのであった。これだけ言うことを聞かせればもう組閣を阻止する必要はないというところまで追いつめた上で（言うことを聞くことを確認した上で）成立させた内閣なのであった。すなわち、軍部大臣現役武官制でなくても陸軍は内閣の死命を制することができたのである。昭和十年代においては軍部大臣現役武官制が内閣の死命を制していたという主張にとってこれは最大の反証となろう。

（筒井清忠（2007）『昭和十年代の陸軍と政治—軍部大臣現役武官制の虚像と実像—』岩波書店、p.24）

筒井清忠

日本近現代史・歴史社会学・日本文化論の専門家。帝京大学文学部教授。主著は『近代日本文化論』『二・二六事件とその時代—昭和期日本の構造』など。

資料 13 の主張を明確にする場合

各資料中の下線部（破線）に注目し軍部大臣現役武官制がどのように表現されているか読み取らせませす。

資料の価値を明確にする場合

下線部（直線）に注目し、誰が、どのような研究をしている人が書いたものなのか読み取らせませす。

資料 13 の主張の特質を明確にする場合

資料 10・11・12 の内容を踏まえ、これらの資料とどのように主張が異なるのか記述内容から歴史家の主張の根拠となるのか判断させませす。例えば、軍部大臣現役武官制に関する表現を比較・対比させませす。

生徒へのサポートの例

- ・ 資料 13 の著者は誰で、何を研究している人物か？
- ・ 資料 13 では、軍部大臣現役武官制をどのように表現しているか？
- ・ 資料 13 では、資料 10・11・12 の論証に対してどのように反証しているか？
- ・ 資料 13 と資料 10・11・12 を比べて、資料 13 にはどのような価値があるか？

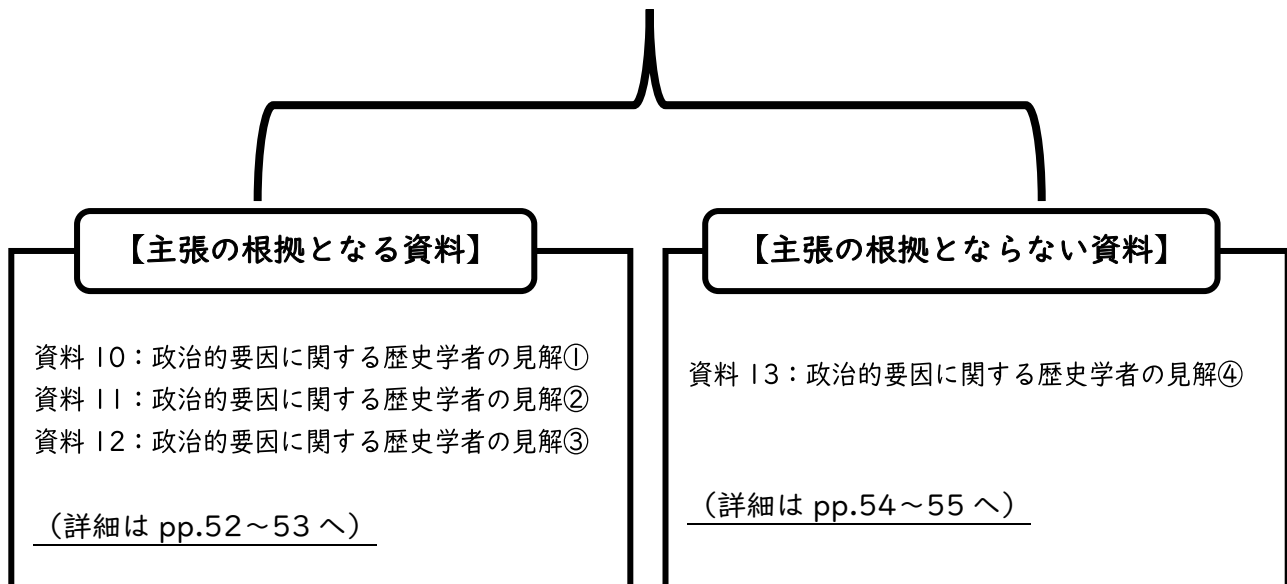
【2時間目の課題】

「東アジアにおける日本の拡張政策の要因は、内閣総理大臣の意思決定権が弱く、その意思が反映されていなかったことである」という主張に同意できるか？それは授業で使ったどの史資料からいえるか？

【2時間目で想定される生徒の解答例】

(同意) 若槻総理が不拡大方針を貫徹できなかったことや、資料10等を根拠に宇垣が総理になれず政治が混乱したことを踏まえると主張に同意する。

(反対) 若槻の例だけでは不十分であるし、資料13を見れば現役武官制は政治的要因とはいえないから同意しない。



◆◆ 2—4 ◆◆

3 時間目のレッスンプラン

——Q8：日本の拡張政策の要因は中国の政情不安にあるのか？——

課題	「東アジアにおける日本の拡張政策の要因は、中国の政情が不安定だったことである」という主張に同意できるか？それは授業で使用したどの史資料から言えるか？
ねらい	<p>○史資料(回顧録・公文書)の特性を理解する。</p> <p>・回顧録 ある時空間において、ある出来事を実際に経験した人物による記録で、当時の状況を知ることができる。一方で、主観的な感性・思考が強く影響し、内容の信頼性に欠ける場合があるという限界を抱える。</p> <p>・公文書 政府が発行・管理において責任をもつ史資料であり、ある程度信頼性を有すると考えられる。一方で、公文書は政府によって管理されている性質を踏まえると、一定の歴史認識を形成するなどの政治的手段ともなりうるという点に留意する必要がある。</p> <p>○「日本の拡張政策の要因は、中国の政情が不安定だったことにある」という主張を支持する史資料と主張に反対する史資料に対して、理解、価値・限界、比較・対比、評価のスキルで分析するという経験を通じて、史資料の批判的研究方法の4つのスキルを獲得する。</p>
主要な出来事	<p>○1931-1941年までの日本の政治</p> <p>・日本の対中国認識</p> <p>・リットン調査団</p>
使用する資料	<p>資料 14・15・16・17・18</p> <p>支持する資料：14・15・16</p> <p>反対する資料：17・18</p>

- ・ 3 時間目の授業の流れ (p.59)
- ・ 資料のガイドや問い (pp.60~74)

【課題に対して、以下のように回答することが求められます】 (例)

(同意) 中国の政情が不安定だったと述べているのは、資料 16 の日本の政府陳述書のような信頼性がある資料があるのみでなく、資料 18 のようにリットン調査団も言及していることから、資料 14 のような中国に対する認識には国際的に一定の共通見解があった可能性があり、同意できる。

(反対) 資料 14 が述べているような、日本が中国の政治的な不安定さを理由として中国に進出すると断言している史料が足りないため同意しない。また、資料 17 の張学良の主張のようにあくまで個人的な意見ではあるものの、中国が統一されていたとする資料があることも同意しない理由である。